

子育て支援室事務処理マニュアル
(第3版)

神戸市保健福祉局

平成17年10月

は じ め に

子育て支援室設置の経緯

平成 13 年に児童虐待防止法が施行され、子どもに関わる機関の義務などが明確化されたが、児童虐待による子どもの死亡事例など悲惨な報道が後を絶たない状況の中、平成 14 年 2 月、本市においても児童虐待による死亡事例が発生した。

従来、児童虐待の多くは専門機関であるこども家庭センター（児童相談所）で対応されていたが、虐待を未然に防止し、きめ細やかな支援を継続していくことは一機関だけの対応には限界があり、関係機関の連携強化が不可欠である。

しかし、平成 14 年 2 月の死亡事例を通じて、多岐にわたる子どもや子育て家庭を支援する機関が支援の方向性の共通認識を深め、一貫して支援する体制を整備することで、支援の切れ目をつくらないことの重要性を再認識することとなった。

このような状況の中、保健と福祉、関係機関との連携強化を図り、児童虐待の早期発見、早期対応、その防止を目的としてプロジェクト組織である子育て支援室を設置した。

平成 14 年 3 月 各区役所保健課内、北須磨支所保健衛生課内に虐待を含む育児相談の総合相談窓口（保健部、福祉部のプロジェクト組織）として、子育て支援室を設置。また、専用電話も設置し、市民がすぐに相談対応を受けられる体制を整備した。これは当初、平成 14 年 5 月設置予定であったが、平成 14 年 2 月に児童虐待死亡事例が発生したことを期に、予定より早期に設置することとなった。

一方で、本庁においても、保健福祉局児童福祉部および保健所におけるプロジェクト組織が結成され、各区とともに専門機関であるこども家庭センターとの連携を強化していった。

平成 15 年 4 月 職制改正により各区役所に保健と福祉が合体した保健福祉部が誕生。子育て支援担当主幹のもとプロジェクトの一部が職制として明確化した。しかしながら、児童虐待を含む不適切な養育の背景には経済的問題は切っても切れない関係があることなどから、連携を図るべく、生活保護法に基づく事務を所管している保護課等と職制を超えた新たなプロジェクト組織が立ち上がった。

平成 17 年 4 月 組織改正により、児童福祉部と健康部地域保健課母子保健係が統合した子育て支援部が誕生。従来の局子育て支援室が担ってきた機能を当部で継続し、局のプロジェクトに障害福祉部が加わった。

子どもの命の保護や健全育成を最優先に考え、またその親の苦悩を解決するため、関係者間の支援の溝が生じないように取組みが求められている。したがって、子育て支援室プロジェクトの一員である職員は職種、業務に関わらず、必要に応じてまた必要以上の積極的な関わりをしなければ、この溝が生じることは必至である。

この度の事務処理マニュアル（第 3 版）では、敢えて主語を明確にしていない部分があるが、これは各々がプロジェクトの中で、それぞれの役割を果たしつつ、垣根を越えて積極的に取り組んでいただきたいという趣旨のもとに作成した。

目 次

I. 目的-----

II. 子育て支援室の体制-----

 1. 設置場所-----

 2. 組織-----

 3. プロジェクト組織について-----

III. 業務内容-----

 1. 虐待ケース（疑い含む）への対応-----

 (1) ケースの把握-----

 (2) 子どもの調査-----

 (3) アセスメント-----

 (4) 子育て支援室ケース検討会-----

 (5) 緊急性の判断基準-----

 【虐待アセスメント4】【虐待アセスメント3】【虐待アセスメント2】【虐待アセスメント1】

 (6) 要援助家庭の継続支援-----

 (7) 関係機関との連携-----

 (8) ケースの再アセスメントについて-----

 (9) ケースの継続支援終結について-----

 注) 子育て支援室ケース検討会（定例・緊急）-----

 2. ネットワーク連絡会-----

 (1) 内容-----

 (2) 頻度-----

 (3) 構成員-----

 (4) 記録-----

 3. 親子グループ療法（グループカウンセリング）-----

 4. すくすくサポート事業-----

 5. 育児グループの育成・支援-----

 6. 啓発-----

IV. 報告-----

資料編-----

I 目的

核家族化の進行等により、家庭や地域での養育機能が低下しているなか、子育てに不安や困難を感じる保護者が多くなっている。このような状況の中、保健と福祉、関係機関との連携強化を図り、児童虐待の早期発見、早期対応、その防止を目的としてプロジェクト組織である子育て支援室を設置した。

子育て支援室では、虐待や虐待の疑いに関する相談をはじめ、乳幼児期、学童期の子育て、思春期の子育ての相談に対応するとともに、専門機関であるこども家庭センターをはじめとする子育て家庭を支援する機関が支援の方向性の共通認識を深め、一貫した支援体制を整備し、支援の切れ目をつくらないことを目的とする。

また、こどもサポーター（主任児童委員）等による地域ぐるみの子育て支援の推進を図る。

II 子育て支援室の体制

1. 設置場所

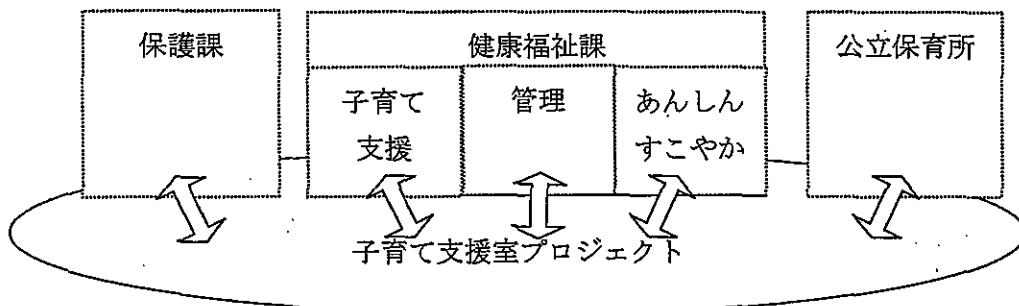
各区役所保健福祉部、北須磨支所保健福祉課

2. プロジェクト組織について

(1) 本プロジェクトは、児童虐待の早期発見・対応とその防止、および継続支援に係る業務に関連して組織する。

(2) 子育て支援室プロジェクトの一員である職員は平常は各所管業務に従事するが、児童虐待への対応については、職種、業務に関わらず、ただちに集結するものとし、認識や支援の方向性を統一し、各々の役割分担を明確にした上で支援の溝が生じないように、必要に応じてまた必要以上の積極的な関わりを行う。

(イメージ図)



(3) プロジェクト組織員の役割

本部長：緊急事例発生対応の総括

子育て支援室長：こども家庭センターへの送致の決定、緊急事例発生対応の総括

推進課長：子育て支援室業務の総括

調整課長：緊急事例発生時の広報窓口、こども家庭センターへの送致に関する助言

主幹（保護課長）：専門領域からの意見・助言、保護課ケースのとりまとめ

主幹（主幹保育所長）：専門領域からの意見・助言、公立保育所ケースのとりまとめ

主査（子育て支援課長）：子育て支援室ケースの掌握とその管理、ケース検討会（こども家庭センター等）の開催および運営の総括、ネットワーク連絡会の総括

主査（子育て支援課主査）：専門領域からの意見・助言

各課担当者：虐待ケースへの対応、報告、ケース検討会への参加、その他子育て支援室事業の実施、報告

参考資料

(1)組織図

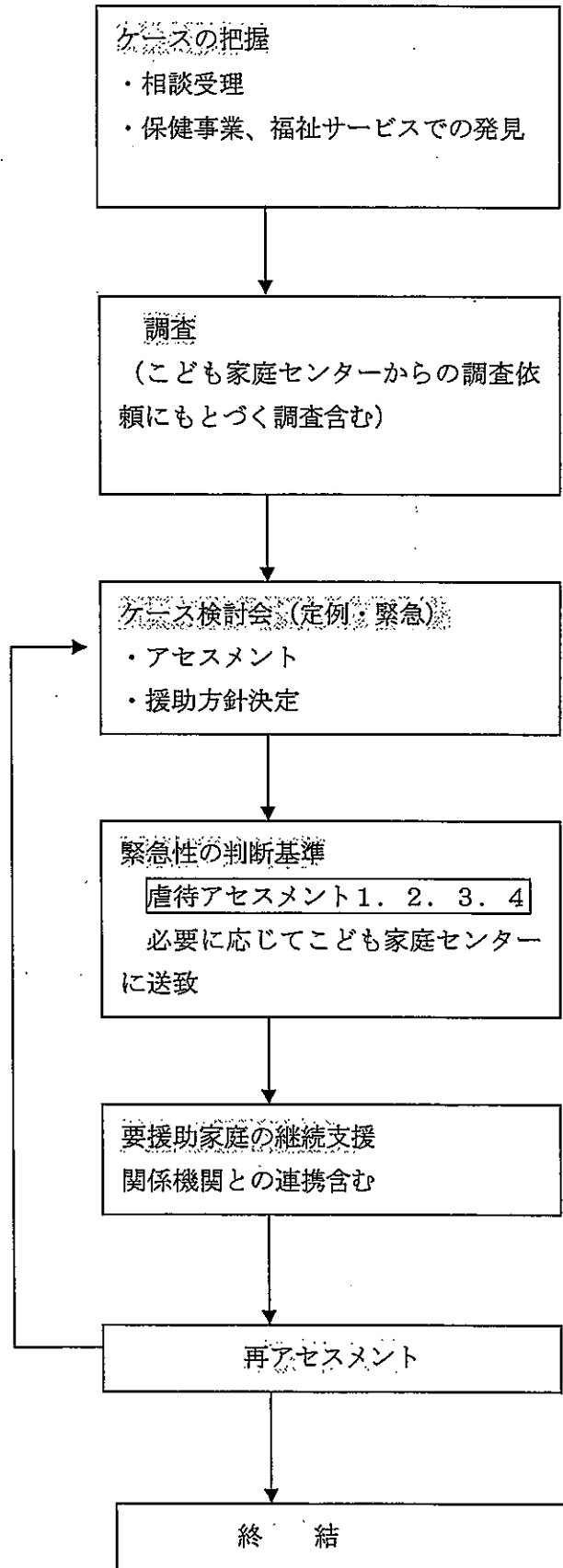
(2)連絡体制

参考資料 2

Ⅲ 業務内容

1 虐待ケース（疑い含む）への対応

虐待ケース（疑い含む）対応の基本的な流れ



<p>(1) ケースの把握</p>	<p>参考資料 3 参考資料 4 「通告・相談 受理票（兼ケ ース記録）」 （様式 1）</p>
<p>①市民・家族・関係機関からの通告・相談</p>	
<p>直接、市民や関係機関から電話や来所により相談・通告を受けた場合は、「通告・相談受理票」に基づいて聴取し、記録する。その中には、虐待を受けている子ども本人や虐待をしている保護者などからの相談も含まれる。</p>	
<p>②保健事業および福祉サービスのなかでの発見</p>	
<p>母子保健法（乳幼児健康診査・育児教室・家庭訪問：未受診児対策含む）、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法などに基づくサービス、および子どもサポーターの活動の中で虐待が疑われるケースを把握した場合は子育て支援室の検討ケースとする。</p>	
<p>(2) 調査</p>	
<p>①「虐待アセスメントシート」や「子育て支援チェックリスト」の内容を基本として状況を把握する。状況の詳細が不明な場合は、把握した者および従前からケースに関わりのあった者が中心となり家庭訪問・関係機関連絡などにより調査を行う。</p>	<p>「調査依頼書」 （様式 5） 「調査報告書」 （様式 6）</p>
<p>②また、こども家庭センターより、「調査依頼書」により調査依頼があった場合も同様とする。調査結果は「調査報告書」に必要資料を添付して、こども家庭センターに送付する。</p>	<p>「虐待アセスメントシート」 （様式 2）</p>
<p>(3) 子育て支援室ケース検討会（詳細は後述）</p>	
<p>ケースに関わる関係者間で十分協議し「虐待アセスメントシート」を活用し、緊急度を判断する。また、必要に応じて、「子育て支援チェックリスト」を使用し判断の参考とする。アセスメント結果に基づき、ケースの対応方針について協議、決定するとともに協議内容はケース記録に明記する。また、援助方針について子育て支援室で統一の認識をもつ。</p>	<p>「子育て支援チェックリスト」 （様式 3） 参考資料 5</p>
<p>※ケースについては「要観察ケース台帳」を作成し子育て支援室で一括保管する。</p>	<p>「要観察ケース台帳」 （様式 9）</p>
<p>(4) 緊急性の判断基準</p>	
<p>【虐待アセスメント 4：虐待の起こる可能性がある家庭環境】</p>	<p>「緊急性の判断基準」 （様式 2）</p>
<p>ケースの状況や相談内容に応じた適切な機関の職員が主担当となり、継続的・総合的な援助を行う。</p>	
<p>【虐待アセスメント 3：保護者のリスクが高い、子どもに虐待による明確な影響がある】</p>	<p>- 2</p>
<p>こども家庭センターと十分に協議し、子育て支援室を中心に集中的な援助を行う。</p>	
<p>【虐待アセスメント 2：虐待により重大な結果が生じる可能性が高い、虐待を繰り返す可能性がある】</p>	<p>「送致書」 （様式 4）</p>
<p>子育て支援室で対応したが、今後の対応が困難な場合や一時保護を検討すべきと考えられるような場合は、こども家庭センターに送致する。</p>	
<p>【虐待アセスメント 1：当事者が保護を求めている、当事者の訴える状況が差し迫っている、すでに虐待による重大な結果がある】</p>	
<p>緊急性が高く一時保護も必要と考えられる場合は、直ちにこども家庭センターに送致する。</p>	

<p>(5) 要援助家庭の継続支援</p> <p>①子育て支援室の継続ケースの支援</p> <p>ア 継続的な支援の記録は、母子記録票（保健指導システムの出力帳票を活用してもよい）もしくは継続記録用紙（罫紙）を使用し子育て支援室で一括保管する。</p> <p>イ 地域での援助が必要な場合、関係者が参加する子育て支援ネットワーク連絡会（小地域連絡会）を開催し、ケースに関する情報交換を行い、常に有機的な連携のもと、見守り体制を確立する。</p> <p>ウ 継続ケースについては、定期的に「虐待アセスメントシート」や「子育て支援チェックリスト」を用いて評価するとともに、子育て支援室（定例）ケース検討会において対応等を協議する。</p> <p>②こども家庭センターからの「継続指導（観察）」依頼にもとづく支援</p> <p>ア こども家庭センターが初期介入の結果に応じ、「要援助家庭の指導依頼書」および「援助計画書」により、子育て支援室へ「継続指導（観察）」依頼を行う。（こども家庭センターは「援助計画書」の援助計画欄まで記入）</p> <p>イ 子育て支援室は、子育て支援室ケース検討会にて関係者で協議の上、指導計画を立てる。（子育て支援室は「援助計画書」の指導計画欄を記入）</p> <p>ウ ケースの対応については①のア、イに準じる。</p> <p>エ ケースの再評価時期には、こども家庭センターと子育て支援室で、再度アセスメントを行なう。評価については、緊急性を判断する「虐待アセスメントシート」「子育て支援チェックリスト」を使用する。</p> <p>* 「援助計画欄」の「◎」はこども家庭センターが行い、「○」は子育て支援室が行うものとする。</p> <p>(6) 関係機関との連携</p> <p>【こども家庭センター】</p> <p>子育て支援室とこども家庭センターは 原則として、各区毎月 1 回定期連絡会を開催し、ケースの援助体制など、主に対処する機関や具体的な方法について検討する。両者が連絡会の資料として、「区子育て支援室・こども家庭センター事例検討資料」を作成する。検討ケースは次のとおりとする。</p> <p>①子育て支援室のケースの内、こども家庭センターとの検討を要するもの</p> <p>②こども家庭センターへ通告・相談のあったもの</p> <p>③「継続指導（観察）」依頼があったケースで再評価するもの</p> <p>【その他関係者、関係機関との連携について】</p> <p>定例には連絡会を設けないが、ケースの援助等に際して、随時連絡会を開催し、具体的な連携方法等について十分に検討する。関係者間での共通の認識をもち、対応にあたる。</p> <p>①こころの健康センター</p> <p>養育者の精神障害や精神疾患の理解や医療的介入について、こころの健康センターと連携する。その際、対象者に対して十分な説明を行なったうえで紹介、連携する。こころの健康センターの「薬物関連医療相談」「思春期相談」の活用も検討する。</p>	<p>「要援助家庭の指導依頼書」（様式 7）</p> <p>「援助計画書」（様式 8）</p> <p>「区子育て支援室・こども家庭センター事例検討資料」（様式 11）</p>
--	---

②保育所（園）

保育所（園）長を連絡窓口とする。ケースの見守り等について必要時連絡会を開催し、また十分な連携を図る。

尚、公立保育所入所児童については、主幹所長を通じ子育て支援室（定例）ケース検討会において、情報の共有化を図る。

③幼稚園、小学校、中学校

幼稚園は園長を、小中学校は教頭もしくは生徒指導担当を連絡窓口として、連携する。

④児童委員・主任児童委員(こどもサポーター)

ケースの地域での援助等について連携を図る。その際、具体的な役割や方法を検討し、依頼することが必要である。

(例) 要観察家庭の在宅時の状況を観察し、児の泣き声が止まないなど変化があれば連絡してもらう など

⑤その他

医療機関、NPO法人、地域ボランティア等地域やケースに応じて連携する。

(7) ケースの再アセスメントについて

子育て支援室継続ケースについては、定期的に「虐待アセスメントシート」「子育て支援チェックリスト」を用い、ケースの再アセスメントを行う。また、アセスメント結果に基づき、ケースの対応方針について協議、決定する。協議内容はケース記録に明記する。また、関係者間で統一の認識をもつ。

「虐待アセスメントシート」
(様式2)
「子育て支援チェックリスト」
(様式3)

(8) ケースの継続支援終結について

子育て支援室のケース検討会（定例）で十分協議の上、終結を決定する。ケース記録には検討会における検討内容を明記する。また、関係機関、関係者間で統一の認識をもつ。

子育て支援室ケースとしては支援を終結するが、地区担当保健師などによる保健事業における支援や生活保護ケースワーカーによる支援は継続することがありうる。

注) 子育て支援室ケース検討会（定例・緊急）

①定例ケース検討会

子育て支援室ケースについては、定期的（月1回程度）に室長以下が同席し、新規および継続支援中のケースの対応状況について協議し、支援室のケースについて共有する。また、必要に応じて対応方針の変更・継続支援の終結などを行う。

検討内容はケース記録に明記する。また、関係機関、関係者間で統一の認識をもつ。

②緊急ケース検討会

緊急対応が必要な場合は、緊急ケース検討会を開催し、アセスメントにもとづいた対応方針を決定する。

2. 子育てネットワークの運営（ネットワーク連絡会）		
<p>地域ぐるみの子育て支援および要援助家庭について関係機関・関係者の連携を強化することを目的に、各区に子育て支援ネットワーク連絡会を設置する。</p> <p>(1) 内容</p> <p>①地域の子育て支援体制づくり（事業や仕組みなど）に関すること</p> <p>②要援助家庭の支援に関すること</p> <p>(2) 頻度</p> <p>①代表者連絡会 年1回程度</p> <p>②実務者連絡会(業務の情報交換・研修等) 年数回</p> <p>③小地域連絡会 随時</p> <p>(3) 構成員</p> <p>参考資料1のとおり</p> <p>(4) 記録</p> <p>ネットワーク連絡会の終了後、「ネットワーク連絡会会議録」を作成する。</p>	<p>参考資料 6</p> <p>参考資料 6 ①～④</p> <p>参考資料 6 ⑤～⑥</p> <p>「ネットワーク 連絡会会議録」 (様式 13)</p>	
3. 親子グループ療法（グループカウンセリング）		
<p>親子関係を適切に築けない親に対し、同じ悩みをもつ親同士が話れる場を提供することにより親子関係の修復・適切な育児行動への支援を行ない児童虐待を未然に防ぐことを目的として、拠点の子育て支援室にてグループカウンセリングを実施する。</p>	参考資料 7	
4. すくすくサポート事業		
<p>児童虐待防止地域協力員としてのこどもサポーターが乳幼児をもつ親との交流の機会を増やし、子育て家庭の状況を把握するなど地域で子育て家庭を支援していく体制を整備する。ならびに区子育て支援室とこどもサポーターが十分な連携を図り、要援助家庭の援助体制を整備するために、こどもサポーターへの研修および連絡会を通じて活動を支援する。</p>	<p>参考資料 8</p> <p>参考資料 9</p>	
5. 育児グループの育成・支援		
<p>育児グループ同士の交流会などを開催し、育児グループの継続的な活動を支援する。</p>		
6. 啓発		
<p>子育て支援関係機関、関係者は、子育て支援に関する所管事業など情報提供し、子育て支援室はそれを集約する。また、市民に対し、適宜情報を発信、提供する。</p> <p>また、イベント等の機会をとらえに地域での子育て支援について啓発する。</p> <p>(児童虐待防止連絡協議会の啓発事業に協力する)</p>		

IV報告

子育て支援室の業務について、以下の要領で保健福祉局子育て支援部に報告する。

(1) 相談業務

- ① 子育て支援室で受けた相談については、「電話・面接相談票 母子」に記入し月1回提出する。
- ② 子育て支援室ケースについては「要観察家庭対応実績報告」により月1回報告する。

(2) ネットワーク連絡会

「ネットワーク連絡会会議録」のコピーを提出する。

(3) 親子グループ療法

実施要領（参考資料7）参照

(4) すくすくサポート事業

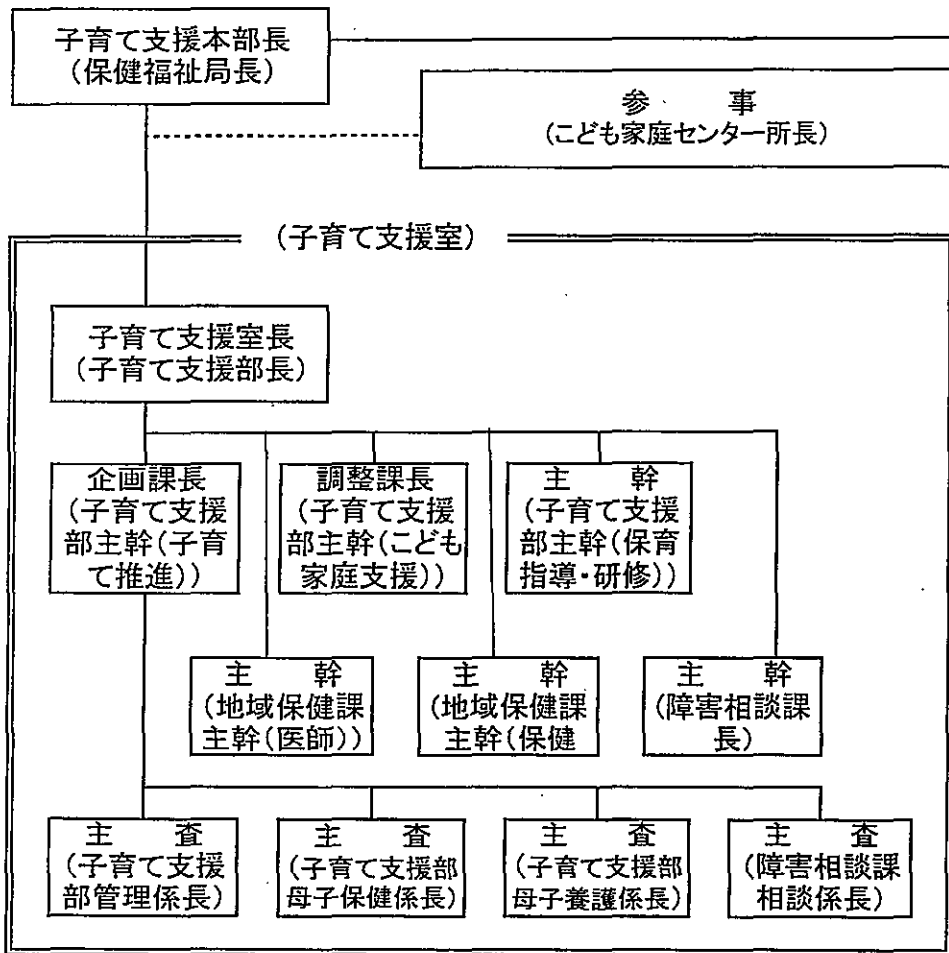
実施要領（参考資料9）参照

(5) 育児グループの支援

「健康教育実施報告書」を作成する。

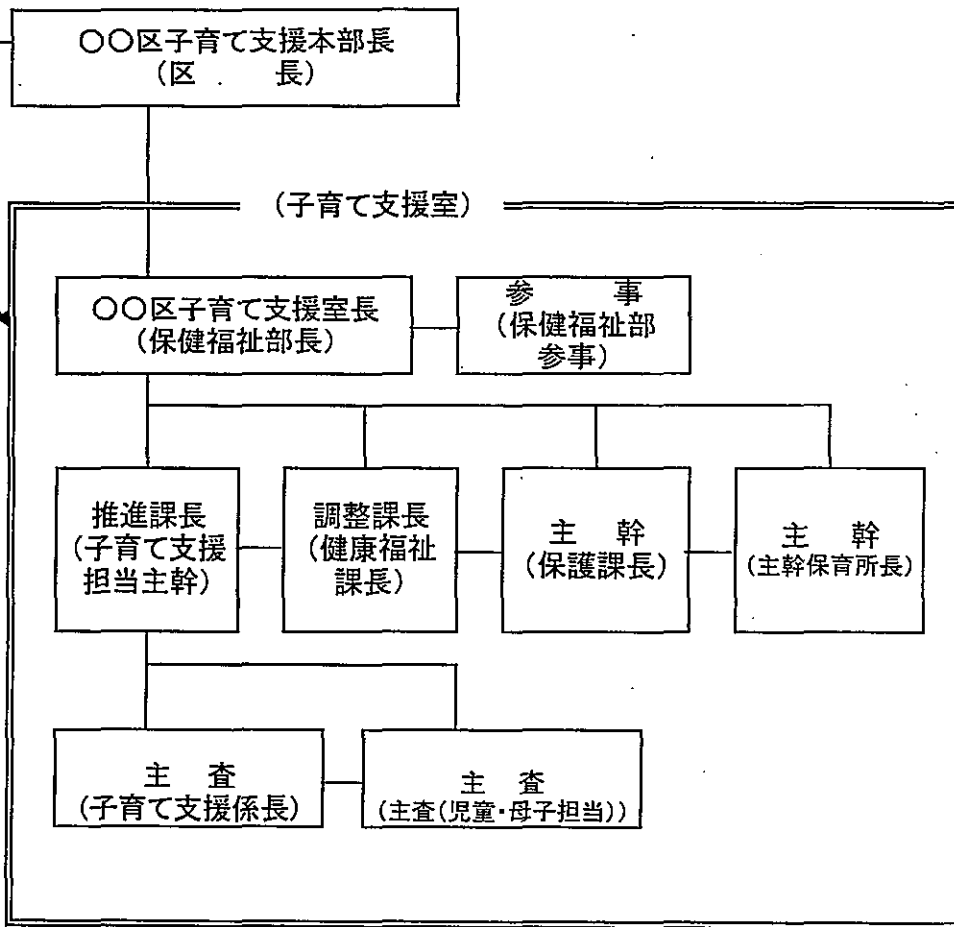
子育て支援プロジェクト(局組織)

(局内組織)

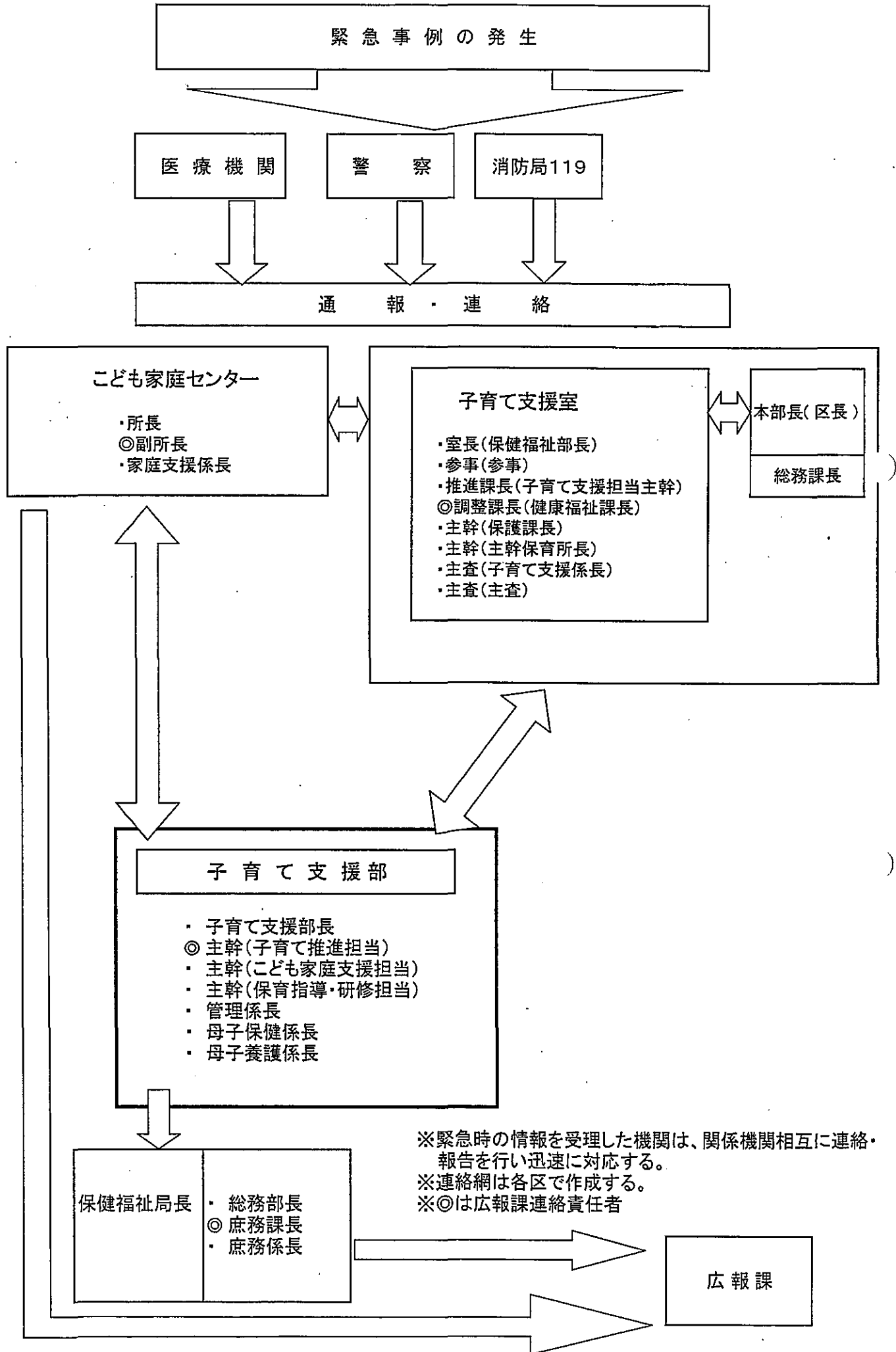


子育て支援プロジェクト(区組織)

(区内組織)



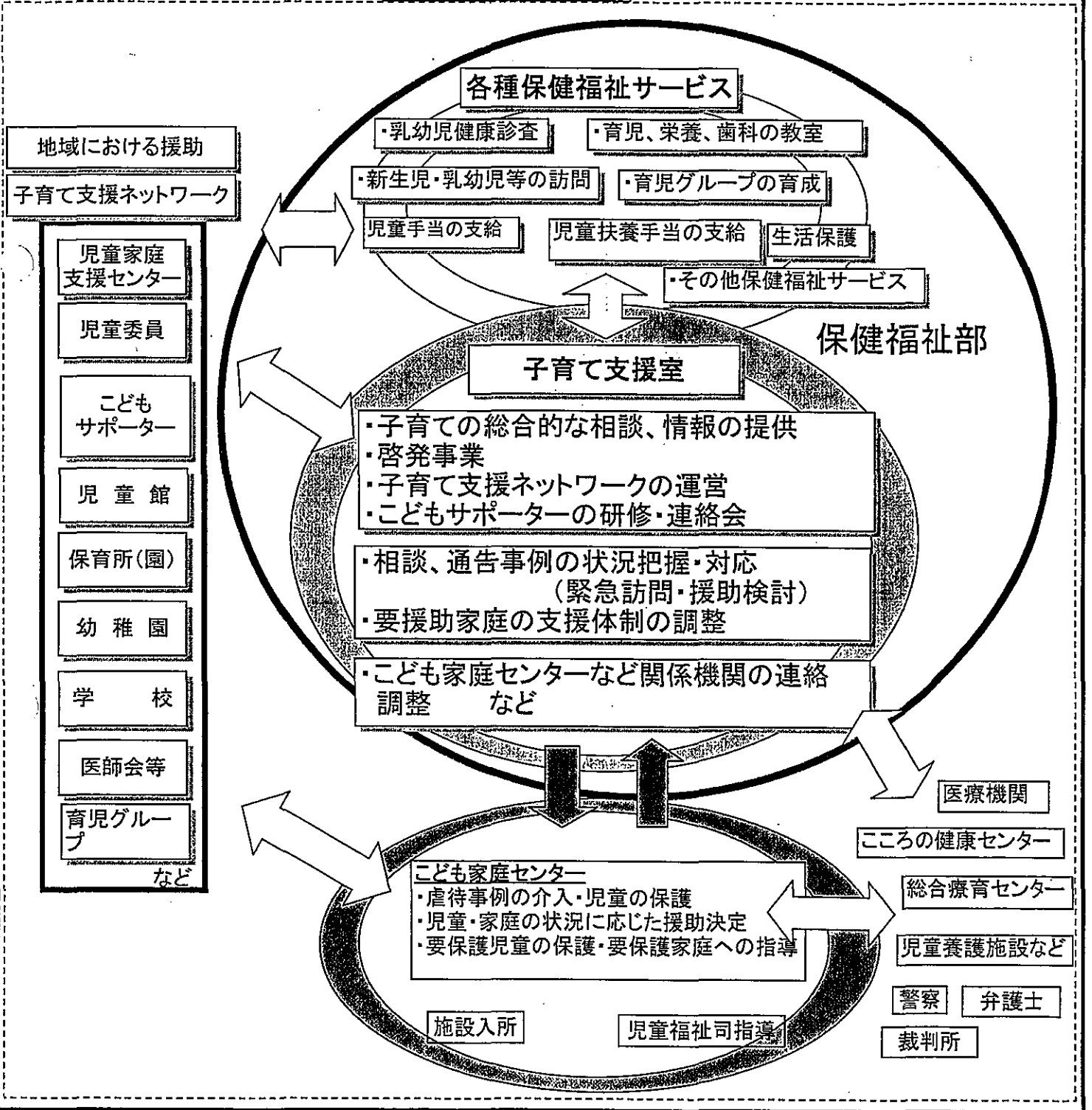
※ 主幹保育所長(保健福祉局子育て支援部主幹)は、区保健福祉部兼務とする
 ※各区の子育て支援室のプロジェクト構成については、区の実情に応じて
 まちづくり推進部各課(推進課・支援課)を加えることを検討してください



子どもを虐待から守るしくみ

要援助家庭

継続援助



子育て支援室での相談事業のフローチャート(子ども家庭センターと区子育て支援室)

